



間伐で森林内を明るくし、広葉樹の発生を促し、針広混交林を目指します。

森林づくり県民税の仕組み

個人	法人	納税義務者	課税期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内にお住まいの方 ・ お住まいの市区町村以外に家屋敷等を県内に持ちの方 <p>前年の合計所得金額が一定額以下等により県民税均等割が非課税の方には課税されません。</p>	<p>県内に事務所等を有する法人</p>	<p>均等割り額の5%</p>	<p>平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分</p>
<p>年額 五百円</p>		<p>税額</p>	

- 二 森林づくりに関係した施策の推進
- ・ 市町村への支援（森林づくり推進支援金）
 - 地域ごとの課題に対応した森林整備の推進（市町村の嵩上げ補助、獣害防除のための緩衝帯整備等）や間伐材の利用促進（公共施設の内装木質化、木製の机・椅子やベレットストーブ導入等の国の補助対象とならない事業）等を実施するための市町村の取組を支援します。
 - 三 森林づくりに対する理解の促進
 - ・ 県民参加の事業（みんなで支える森林づくり推進事業）
 - 森林づくりに対する普及啓発活動や、県民会議・地域会議を設けによる森林づくり県民税活用事業の成果を検証します。
 - ・ 学習活動の推進（木育推進事業）
 - 子供達や地域住民が里山や地域材に目を向け、森林づくりへの理解と協力を得るための取組を推進します。
 - 木工作等をお手伝いする「木育推進員」の派遣や手作り活動への支援を行います。

五月の愛鳥週間の時期は野鳥の繁殖シーズンで、迷子になったヒナ鳥を事務所を持ち込まれるケースがあります。が、ヒナ鳥を保護するのはちょっと待ちましょう！